

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

「キャリアアップ助成金」

概要

～ 諸手当制度共通化コース ～

対象となる事業主

- ①労働協約又は就業規則の定めるところにより、雇用する有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の諸手当（賞与、役職手当など11種類）に関する制度を新設し、適用したこと。
- ②①の諸手当については、次のいずれかに該当すること。
 - ・「賞与」については、6ヵ月分相当として50,000円以上支給した事業主
 - ・時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、割増率を法定割合の下限に5%以上加算して支給した事業主
 - ・役職手当、精皆勤手当、家族手当、住宅手当など各種手当については、1ヵ月分相当として1つの手当につき3,000円以上支給した事業主
- ③正規雇用労働者に係る諸手当制度を、新たに設ける有期契約労働者等の諸手当制度と同時またはそれ以前に導入していること。
- ④有期契約労働者等の諸手当の支給について、正規雇用労働者と同額または同一の算定方法としていること。
- ⑤当該諸手当制度を全ての有期契約労働者等と正規雇用労働者に適用させたこと。
- ⑥当該諸手当制度を初回の諸手当支給後6ヵ月以上運用していること。
- ⑦当該諸手当制度の適用を受ける全ての有期契約労働者等と正規雇用労働者について、共通化前と比べて基本給や定額で支給されている諸手当を減額していないこと。
- ⑧支給申請日において当該諸手当制度を継続して運用していること。

対象となる労働者

- ①労働協約または就業規則の定めるところにより、諸手当制度を共通化した日の前日から起算して3ヵ月以上前の日から共通化後6ヵ月以上（勤務した日数が11日未満の月を除く）の期間継続して、支給対象事業主に雇用されている有期契約労働者等であること。
- ②諸手当制度を共通化し、初回の諸手当を支給した日以降の6ヵ月間、当該対象適用事業所において、雇用保険被保険者であること。
- ③諸手当制度を新たに作成し適用を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者であること。
- ④支給申請日において離職していない者であること。（自己都合等を除く）

支給額

	1事業所あたり (1事業所あたり1回のみ)	適用した2人目以降の 対象労働者1人につき (上限20人まで)	同時に共通化した諸手当 (2つ目以降) 1つにつき (上限10手当まで)
中小企業	38万円 <48万円>	1.5万円 <1.8万円>	16万円 <19.2万円>
大企業	28.5万円 <36万円>	1.2万円 <1.4万円>	12万円 <14.4万円>

<>は生産性の向上が認められる場合の金額

*事前に「キャリアアップ計画」を届け出て、管轄労働局長の認定を受ける必要があります。

*キャリアアップ助成金の詳細はこちらで

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000527143.pdf>